



違反対象物の公表制度



運用開始 平成31年4月1日～
平成29年10月3日公布

【違反公表制度とは】

利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者側の選択により火災被害等の軽減を図ることを目的として、重大な消防法令違反のある建物の情報を、郡上市のホームページに公表するものです。この制度は、今後全国の消防本部で実施されていきます。

【公表の対象となる建物】

飲食店、物品販売店、ホテルなど不特定の人が出入りする建物や病院、社会福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する建物など（消防法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物）が対象となります。

【公表の対象となる違反】

消防法令により設置が義務付けられている、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備が設置されていない重大な違反が対象となります。

【公表する内容】

- ① 建物の名称 ② 建物の所在地 ③違反の内容

【公表の時期及び方法】

立入検査において違反を確認し、建物関係者へ違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表し、違反が是正されたことを確認できるまでの間、郡上市のホームページに掲載します。

建物関係者のみなさまへ

飲食店、物品販売店などが建物に入居する場合や建物の増築、改築及び用途変更などを行うことによって、新たに消防用設備等が必要になり公表対象の違反となってしまうおそれがあります。事前に所轄消防署所にお問い合わせください。



問い合わせ先
予防課

中消防署 0575-67-1236
北消防署 0575-82-5119

郡上市消防本部

0575-67-1219
中消防署南出張所 0575-79-3999
中消防署東詰所 0575-77-5119

